

日本資本主義再生産構造統計

塩澤君夫・丹羽邦男・川浦康次
大島雄一・近藤哲生・藤瀬浩司
芝原拓自・安富邦雄・宮田和明

編

岩 波 書 店

日本資本主義再生産構造統計

1973年7月31日 第1刷発行 ©

¥ 3200

編 者 塩澤君夫・丹羽邦男・川浦康次
大島雄一・近藤哲生・藤瀬浩司
芝原拓自・安富邦雄・宮田和明

発行者 岩 波 雄 二 郎

東京都千代田区一ツ橋2ノ5ノ5

発 行 所 株式 岩 波 書 店
会 社

落丁・乱丁本はお取替いたします 大日本法令印刷・松本製本

まえがき

われわれが、戦前における日本資本主義の再生産構造を分析しようとして、「大正期研究会」を組織したのは、1964年のことであった。そのメンバーは、塩澤君夫・丹羽邦男・川浦康次・大島雄一・近藤哲生・藤瀬浩司・芝原拓自・安富邦雄・宮田和明の9名である。大正期は、明治末期に確立した日本資本主義の構造的特色が全面的に開花展開する興味ぶかい時期であり、また、統計資料などによって、これを包括的に分析することが可能な時期でもある。われわれのメンバーは、この時期に関してはみな全くの素人ばかりなので、まず従来の研究成果の学習から出発した。その過程で、これまでの諸研究が統計利用に際して、原統計書のもつ限界を十分に配慮しておらず、そのため時に重大なあやまりもおかしていることに気がついた。研究史に対するこうした批判の上に立って、われわれは研究の準備作業として、基礎的統計資料の分析＝利用基準の検討に入ったのである。

貿易構造をも含めて、日本資本主義の再生産構造を数量的に把握すること、しかも、大正期のある一時点をとらえた横断面的・静態的分析に止まらず、明治42年から昭和9年まで5年毎に統一的基準で分析して、発展・展開の構造をも動態的に把握しようとする。この二つの目的に沿うための資料は、この対象時期全体をカバーする全国的統計であり、しかも、各年次を通して、産業分類について細分類にいたるまで対照して連続させることが可能な統計でなければならない。そういう資料として、われわれは、『工場統計表』・『本邦鉱業ノ趨勢』・『大日本外国貿易年表』の三つを取り上げることにした。

だが、これらの統計も、われわれの再生産構造分析方法によって利用するには、いくつかの欠陥がある。なかでも、もっとも大きな障害は、これらの諸統計の産業分類には、二部門分割視点がなく、第1部門(生産手段生産部門)に属すべき分類・品目と、第2部門(消費資料生産部門)に属すべき分類・品目とが、同一分類の中に一括されているという点である。したがって、われわれは、原統計を加工して、二部門分割視点から全分類・全品目について再分類しなければならなかった。この作業は想像以上に大変な仕事であったが、その原案を作製したのは近藤哲生君である。この再分類がわれわれの作業の要となるものであるから、近藤君はその後の共同研究・作業においてもつねに中心的役割を果たしてくれた。この近藤原案を全体で討議し、分類を確定して、それにしたがって年度毎に計算し、原統計書の全面的な組みかえを行なったのである。それは龐大な計算量であり、原統計書のミスプリントに悩まされることもしばしばであった。こうしてまず、1966年に『工場統計表』の利用＝分析基準——大正期日本資本主義の構造分析の準備作業——(名古屋大学経済調査室「調査と資料」第33号)、1969年には『本邦鉱業ノ趨勢』の利用＝分析基準——大正期日本資本主義の構造分析の準備作業——(「調査と資料」第40号)を発表し、1972年、ようやく『大日本外国貿易年表』の再編を終って、出版のはこびとなったのである。

本書は、原統計書の「利用＝分析基準」を明かにした第1部と、これにもとづいて上記三統計の再編を行なった第2部「統計」とから成っており、第1部は近藤哲生君が執筆し、第2部は全員で作製した。

本統計集は、これまでの統計利用方法への批判的検討をふまえ、再生産論にもとづく二部門分割視点によって、貿易構造をも含めた再生産構造を全面的に数量的に把握することを目的としたものであり、その可能性をある程度までひろげたものと確信している。だが、原統計書のもつ様々な限界のために、

本書の数字によっても直ちに目的を達することはできない。本統計集の基礎となった諸統計のもつそれぞれの限界、したがって利用上の留意点については、本書第1部にくわしく触れられているので重複はさけるが、日本資本主義の再生産構造把握という目的にとって、本統計集が全体としてもつ限界については、ここで触れておかなければならない。

われわれは、上述の三統計書について、統一した分類を行ない、それによって工業・鉱業・貿易をふくめて、二部門分類にもとづく全体像の把握をねらったのであるが、『工場統計表』の数字が労働者5人以上工場についての数字であって、5人未満の零細工場・家内工業およびその生産物が除外されており、工業生産全体を数量的にしめすものではない。したがって、本書の工業統計の数字を直ちに『大日本外国貿易年表』の数字に対比して分析・検討を行なうことは不可能なのである。また、本書は農林水産業についての生産統計を除外しており、その点でも農林水産業の生産物の輸出入額を含む貿易統計の数字と直接に対比できないという制約をもっている。農業については、わが国では早くから精密な統計が整備されていることが、本書でこれを省略した理由の一つでもあるが、本書で採用した統一的な分類基準に合致させるためには、農林水産業についても一定の加工をする必要がある。適当な機会があれば、それを果して補いたいと考えている。

もとより、われわれの目的はこの統計集の出版をもって終るわけではない。本書の数字を基礎として、日本資本主義の再生産構造を把握するための分析も徐々に進行しており、その成果の一部は、「戦前日本資本主義における工業構成——日本資本主義の再生産構造分析のために——」(高橋幸八郎編『日本近代化の研究』下、東京大学出版会、1972年、所収)として発表しが、全面的・本格的な分析は、今後のわれわれの課題である。しかし、その資料となるべき本書の統計数字は、われわれの私物とすべきものではなく、共同研究の輪をわれわれのグループ以外にもひろげるために、取りあえずこれを素材のままで出版し、多くの研究者の利用に供することができればと思ったのである。

われわれが共同研究を開始してからすでに10年近くにもなる。それぞれ専門分野もちがい、また自分の研究テーマを別にもっていた。したがって、この共同研究と作業の進展は牛の歩みに似ていた。だが、この共同研究の中で、数々の思い出とともに、われわれは研究グループとなり、仲間となることができた。そして、そのことが、今のところわれわれの最大の成果といえるように思う。しかし、この間にその仲間の一人を失った。川浦康次君の突然の死は、われわれの大きな悲しみであり、共同研究にとっても大きな痛手であった。刊行を待たずに逝ってしまった川浦君の霊前に、まず本書を捧げたい。

この研究に対して、われわれは多くの方々からあたたかい激励と援助をうけた。1966年度から69年度までは、文部省科学研究費の特定研究「日本近代化の研究」の共同研究の一部として、1971年度からは総合研究「戦前日本資本主義における再生産構造の統計的研究」として研究費の交付をうけることができた。また、本書出版にあたっては大塚久雄先生に大変お世話になった。さらに、採算を無視して本書の出版をこころよく引きうけて下さった岩波書店、とりわけ、石崎津義男・朝蜘蛛圭一郎・大見修一の諸氏には、並々ならぬお世話になった。こうした方々の御好意と寛容に対して、深い感謝の意を表したい。

1973年6月

塩 澤 君 夫

目 次

まえがき

第1部 利用 = 分析基準	近 藤 哲 生	1
---------------	---------	---

Ⅰ 『工場統計表』の利用 = 分析基準	3
---------------------	---

Ⅱ 『本邦鉱業ノ趨勢』の利用 = 分析基準	30
-----------------------	----

Ⅲ 『大日本外国貿易年表』の利用 = 分析基準	44
-------------------------	----

第2部 基礎統計	塩澤君夫・丹羽邦男・川浦康次 大島雄一・近藤哲生・藤瀬浩司 芝原拓自・安富邦雄・宮田和明	91
----------	--	----

Ⅰ 工 業——『工場統計表』の再編——	93
---------------------	----

明治 42 (1909) 年	95
----------------	----

大正 3 (1914) 年	105
---------------	-----

大正 8 (1919) 年	115
---------------	-----

大正 13 (1924) 年	125
----------------	-----

昭和 4 (1929) 年	135
---------------	-----

昭和 9 (1934) 年	145
---------------	-----

附 1 部門別総括表	155
------------	-----

附 2 官営工場統計表	163
-------------	-----

Ⅱ 鉱 業——『本邦鉱業ノ趨勢』の再編——	169
-----------------------	-----

明治 42 (1909) 年	171
----------------	-----

大正 3 (1914) 年	172
---------------	-----

大正 8 (1919) 年	174
---------------	-----

大正 13 (1924) 年	176
----------------	-----

昭和 4 (1929) 年	178
---------------	-----

昭和 9 (1934) 年	180
---------------	-----

附 鉱物別鉱産額	183
----------	-----

Ⅲ 貿 易——『大日本外国貿易年表』の再編——	187
-------------------------	-----

1 産業分類別表	189
----------	-----

明治 42 (1909) 年	190
----------------	-----

大正 3 (1914) 年	200
---------------	-----

大正 8 (1919) 年	211
大正 13 (1924) 年	222
昭和 4 (1929) 年	233
昭和 9 (1934) 年	244
2 国 別 表	255
中 華 民 国	256
関 東 州	258
英領インド	260
アジア州その他	262
アジア州計	264
イ ギ リ ス	266
フ ラ ン ス	268
ド イ ツ	270
イ タ リ ア	272
ヨーロッパ州その他	274
ヨーロッパ州計	276
アメリカ合衆国	278
北アメリカ州その他	280
北アメリカ州計	282
中南アメリカ州	284
アフリカ州	286
その他諸州	288
その他諸国	290
不 詳	292
輸 出 計	294
輸 入 計	295
朝 鮮	296
台 湾	298
移 出 計	300
移 入 計	301
輸 移 出 計	302
輸 移 入 計	303
附 1 部門別総括表	305
附 2 特別貿易表	319

第 1 部

利用 = 分析基準

I 『工場統計表』の利用＝分析基準

1

まず、『工場統計表』の検討にさきだち、戦前わが国における工業統計の沿革を、かんたんにみておこう。¹⁾

戦前わが国の工業統計は、明治3(1870)年9月、民部省が、達第623号によって、「物産表ヲ録上」することを命じたことにまで、さかのぼることができる。この「物産表」調査は、4(1871)年7月民部省廃止により大蔵省へ、ついで6(1873)年11月内務省設置により内務省へ、所管がうつされて、おこなわれた。このうち、民部省・大蔵省による調査結果は、あきらかではない。内務省による調査結果は、6～8年については、『府県物産表』として刊行されているが、6年は内容的に不完全であり、また8年は原本の所在が不明で、7年のみが、欠陥はあるにせよ、明治初年の全国統計として、おおきな価値をもっている。²⁾しかし、この『物産表』は、工業統計としては、わずかに工産物の生産量とその価額を記載するのみの、きわめて簡略なものにすぎない。

ところが、明治10(1877)年8月、内務省達乙第72号により、「物産表」調査は「品類繁雜ニ渉リ地方ノ労費ヲ増」すとの理由から、調査は「一般生産ニ緊要ナル農産物」(紙類などの若干の工産物をふくむ)に限定されることになった。これによって、9年以降は、「物産表」は「農産表」にかわり、工業統計は姿をけすにいたったのである。このことは、あきらかに、当時の工業生産の発展の未成熟を、反映するものであった。

しかし、明治16(1883)年12月、農商務省(14年4月設置)達第21号によって、「農商務通信規則」が制定され、「農商工山林ノ盛衰消長ヲ詳悉スヘキ為メ生産消費ノ数量ヲ調査スル」ことになった。この統計調査は、「府県庁及ヒ通信員ヨリ」の報告にもとづく、他計式調査を特徴としている。この調査結果を集計したのが、『農商務統計表』であるが、これにより、16年以降、工業統計(調査)は、その一環として、復活するにいたったのである。この「通信規則」にもとづく「工業通信事項」(調査事項)は、「物産表」におけるかんたんな生産調査のみとはちがって、かなりくわしいものとなっている。すなわち、「工場」、「品目」、「職工賃銀」、「職工人員」、「工業景況」、「工夫負傷及機械毀損」、「通信規則第八条各項中工事ニ関スルモノ」の7項目のほか、「緊要ナル事件」の報告が、指示されていた。そして、「工場」については、「職工男女^男ハ^女拾人以上ヲ使用スル工場」を対象として、「蒸汽機関ヲ用フル工場」・「水車ヲ用フル工場」・「蒸汽機関及水車等ヲ用ヒサル工場」ごとに、工場名称・工場種類・資本金・準備金・機関・重ナル機械・役員・職工・就業日時・1月1人当役員給料・1月1人当職工賃銀・給料賃銀1ヶ年合計・石炭・薪・原料価・雑費・製造品の調査(いずれも年間もしくは12月末現在)が、指示されていた。このように、工場にかんする調査事項は、当時としては調査困難ともおもわれる事項をも

1) くわしくは日本統計研究所編『日本統計発達史』などを参照。

2) この価値のゆえに、『明治七年府県物産表』は、明治初年の経済構造の分析のために利用されてきている。たとえば、山口和雄『明治前期経済の分析』、古島敏雄『資本制生産の発展と地主制』など。

ふくむ、詳細なものである。ところが他方では、「品目」=生産調査は、「工場」調査とはまったく別個の調査としておこなわれ、しかも、指定された品目がかぎられており、さらに紡織関係をのぞいては、かんたんな調査でしかなく、包括的な生産統計たりえないのである(この点は、以後、一貫してかわりはない)。この調査事項における不均衡は、在来産業の発展の中心が紡織工業であり、しかしそれをもふくめて全体として発展がよわく、「工場」生産が十分に展開していないこと(工業統計が農商務統計の一部であることは、その端的な反映である)と、そのなかでその状態を「工場」調査として把握しようとする事との、不均衡からくるものであったとみることができる。とはいえ、この「農商務通信規則」による工業統計調査は、わが国における近代的工業統計の萌芽をなすものであったといえよう。

その後、「工場」調査については、明治19年と22年に小改正がおこなわれたが、この2回にわたる改正の主要点は、調査事項の簡略化と生産条件事項への限定と、調査対象の変更(資本金千円以上の工場——22年改正)の2点につきる。

ついで、明治27(1894)年には、3月に農商務省訓令第14号により「農商務統計様式」が、5月には同第17号により「農商務統計報告規程」が、それぞれ制定された。その中心点は、工業にかぎっていえば、ひとつには、「製造戸数並製造器具器械ノ科目」をくわえたこと、もうひとつには、——この点がより重要なのであるが——「工場票」を採用したことである。第1点については、生産額と製造戸数・製造器具器械とを結合した点では、前進ではあったものの、とりあげられている品目は、やはりかぎられており(織物・陶磁器・漆器・青銅器銅器・摺附木・紙類・畳表蓆蔭類・菜種油及生蠟)、しかも織物をのぞいてさして重要なものがないために、その利用上の限界は、なおなくなっていない(ただ、織物にかんしては、品目の詳細化がおこなわれているので、その利用は意義があろう)。第2点の「工場票」の採用は、なお他計式調査であるとはいえ、他計式調査から調査票による自計申告調査への過渡的段階をなすものとして、重要な意義をもっている。この「工場票」の雛形は、表I-1にかかげたとおりで

表I-1 明治27年「工場票」

工 場 票										
(何府県) (調査毎年十二月三十一日現在 報告期翌年三月限 明治何年十二月三十一日現在)										
創業年月	持主名	工場名所	製造品種	工場名称	職工		原動力	蒸汽力	電気力	水力
					人員					
					男	女				
							機関数	公称馬力		

本票ハ工場所有主ノ会社タルト一個人タルトニ関セス職工十人以上ト

ヲ有スル総テノ工場ニ適用ス

本票ハ一ノ工場毎ニ離形ノ通り記入シ之ヲ一括シ其封筒ニ総計何枚ト

明記シ進達セハシ

職工人員ノ欄ニハ平常使用スル職工ノ数(一日ノヲ掲クヘシ

原動力ノ欄ニハ蒸汽力、電気力、水力ト記スレトモ其他風力、瓦斯等

ヲ用エルトキハ夫ヲモ記スヘシ

分工場ハ本工場ト区別スル為メ此工場票ニ記入スヘシ

鉱山及鉱物精錬所及醸造所等モ亦此工場票ニ記入スヘシ

本票、紙ノ寸方ハ曲尺縦五寸五分横四寸トス

用紙ハ成ル寸方西ノ内ノ如キ厚キモノヲ撰ムヘシ

普通ノ水車等ノ如キモノモ亦機関トシテ数ヲフヘシ

本票ハ工場所有主ノ会社タルト一個人タルトニ関セス職工十人以上ヲ有スル総テノ工場ニ適用ス
本票ハ一工場毎ニ雛形ノ通り記入シ之ヲ一括シ其封筒ニ総計何枚ト明記シ進達スヘシ
職工人員ノ欄ニハ平常使用スル職工ノ数(一日ノヲ掲クヘシ
原動力ノ欄ニ蒸汽力、電気力、水力ト記スレトモ其他風力、瓦斯等ヲ用ユルトキハ夫ヲモ記スヘシ
分工場ハ本工場ト區別スル為メニ分工場ト明記スヘシ
鉱山及鉱物精錬所及醸造所等モ亦此工場票ニ記入スヘシ
本票、紙ノ寸方ハ曲尺縦五寸五分横四寸トス
用紙ハ成ルヘク西ノ内ノ如キ厚キモノヲ撰ムヘシ
普通ノ水車等ノ如キモノモ亦機関トシテ数ヲヘシ

ある。調査事項は、さきの22年の改正にくらべても、さらに簡略化されているが、反面では、調査票としてまとまったものとなっている。そして、このばあいの調査対象は、22年改正を廃して、ふたたび「職工十人以上ヲ有スル総テノ工場」となっている。

この工場票による調査の開始が、産業革命の進展による「工場」生産の展開を反映するものであったことは、あきらかであろう。工場票は、その後、32年、37年、41年と3回にわたって、改正がおこなわれ、いまその改正内容にはたちいらないが、調査事項は、詳細 = 精密化されていった。

この基礎のうえに、明治42(1909)年11月、農商務省令第59号により「工場統計報告規則」が制定され、工場票調査が、明治42年から、独立した工場統計調査となるにいたった。そして、この調査結果を集計したのが、『工場統計表』である。「規則」第1条は、「工場ニ於テ直接作業ニ従事スル者平均一日五人以上ヲ使用スル工場主ハ地方長官ノ配付スル別記様式ノ工場票ノ相当欄ニ毎五年十二月三十一日現在ニ依リ調査記入シ翌年二月末日迄ニ所轄地方長官ニ報告スヘシ但シ鉱業ニ付テハ此ノ限ニ在ラス」と規定していた。この規定からあきらかなように、これまでの工場票調査との差異、その特徴は、つぎの点にある。第1に、調査対象が職工1日平均5人以上の「工場」に拡大されたこと。第2に、他計式から自計式調査にかわったこと。第3に、5年ごとの調査となったこと。第4に、³⁾ 鉱業調査が分離したこと。第5に、工場調査と生産調査とが結合したこと。第6に、その結果、生産調査は全品目を対象とするものになったこと。なお、工場票の雛形は、表I-2のとおりである。事項としては、41年改正の工場票にくらべ、若干くわしくなっている程度であるが、労働条件の事項がおおいは、当時の工場法論議を背景としているためである。

このような工場票調査の独立は、産業資本の確立による「工場」生産の本格的展開を反映したものであり、わが国における本格的な工業統計調査の出発点をなすものであった。

しかし、ここで注意しておかなければならないのは、この工場票調査の独立が、工業統計の農商務統計からの完全な分離・独立ではなかったことである。すなわち、「工場統計報告規則」による工場票調査は5年ごとのものであったが、それのおこなわれない年次には、従来どおりの「農商務統計報告規程」による他計式の工場票調査(41年改正の様式による)がおこなわれたのである(「工場統計報告規則」にもとづく自計式工場票と、「農商務統計報告規程」にもとづく他計式工場票との並存)。さらに、工場票調査とは別個におこなわれていた生産調査も、依然としてつづけられたのである。この過渡的・二元的状態が解消され、「工場統計報告規則」にもとづく工場調査に一元化されるのは、工場票については、大正9(1920)年12月農商務省令第43号により、5年ごとから毎年の調査になり、翌10(1921)年6月省令第19号により、「農商務統計報告規則」が制定され、従来の「農商務統計報告規程」が廃止されてからであり、生産調査については、大正14(1925)年の農商務省の廃止、農林・商工両省の設置にともな⁴⁾って「農商務統計報告規則」が廃止されてからであった。

このような過渡期 = 二元的状態をもつとはいえ、工場調査は、明治42年以降、つぎの諸年に改正をうけながら、より本格的な調査になっていった。すなわち、大正9年からの毎年調査への改正をあいだにはさんで、調査対象あるいは調査事項の改正が、8年12月、10年12月、12年12月の3回にわたって、

3) 鉱業調査の工場票調査からの分離は、この明治42年からであるが、すでにそれ以前の38年から、同年公布の「鉱業法」および「鉱業法施行細則」をうけて、鉱業統計は、『本邦鉱業ノ趨勢』として刊行されている。くわしくは、Ⅱ参照。

4) これによって、『農商務統計表』は、大正14年刊行の第40次(大正12年)をもって、終刊する。

表 I-2 明治 42 年

[illegible]

道庁府県名

明治何年十二月三十一日現在

おこなわれた(なお、12年には、「工場統計報告規則」が「工場統計規則」と改称されている)。その改正内容についてはすぐあとでのべるが、これらの改正は、この時期における独占の形成・展開を反映して、それをより正確に把握しようとするものであった。ついで、昭和4(1929)年4月には、「人的及物的資源ノ統制運用計画ノ設定及遂行ニ必要ナル資源調査」(第2条)の実施をさだめた「資源調査法」(法律第53号)が、それをうけて11月には、その「調査ノ範囲、方法其ノ他必要ナル事項」(法第1条)をさだめた「資源調査令」(勅令第329号)が公布され、それにもとづき、やはり11月に、従来の「工場統計規則」を廃止して、「工場調査規則」(省令第17号)が制定された。それは、国家による「人的及物的資源」の統轄の確立という視点から、第1に、それまで「軍需調査令」(大正8(1919)年12月公布、「資源調査令」公布とともに廃止)によって重複調査されていた軍需工場の調査が一元化されたこと、第2に、調査対象が、「常時五人以上ノ職工ヲ使用スル工場」から「五人以上ノ職工ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時五人以上ノ職工ヲ使用スル工場」にまで、拡大されたこと、第3に、それとともに、調査事項も改正

「工場表」

面

裏

工場名稱		製造高	明治何年	道庁府県名
製品ノ種類	数量	価額		
何々				円
何々				
何々				
何々				
何々				
何々				
何々				
何々				
其ノ他				
備考	右之通相違無之候也 明治何年何月何日 工場主 何 誰 印			

(注意)

分工場ヨリ差出スモノハ本工場ト別スル為ニ分工場ト記スヘシ

物ヲ異ニスシテ雖モ立工場ト認メ得ヘキモノハ本工場ニ在ル場合ト雖モ各別ニ報告スヘシ反シ之所在地若ハ建

自家当欄ニ電機及電動機ヲ備フルモノハ其ノ受クルモ、キロワット又ハ馬力数及其ノ原動力機ノ台数並馬力数

直接作業ニ従事スル者ノ数ハ平常使用スル外ノ労働者ヲ平均数ヲ記入スヘシ但シ或種ノ工業ニシテ一定ノ時季

労働人夫ト作業スルモノニ在リテハ其ノ平均数ヲ記入スヘシ

職工ノ賃手ハ其ノ監督者及直接作業者ニ従事スル者ニハ工場主ヲ包含セズ

就休業時間ハ食事時間ヲ包含ス

休業時間ハ食事時間ヲ包含ス

製業ノ種類ハ成ルヘク細別シテ記入スヘシ

数量ノ種類ハ成ルヘク細別シテ記入スヘシ

= 拡充されたこと(次節参照)を、主要な特徴としている。そして、このような諸特徴からもあきらかにように、「資源調査法」にはじまる一連の諸法令は、経済の軍事化、国家総動員体制へむけての国家独占資本主義の進展をしめすものとして、重要な一指標をなすものといえよう。

このあと、昭和14(1939)年9月、「工業調査規則」(省令第49号)が制定されて、調査対象は、全「工場」(自営をふくめて)に拡大された。かくて、これまで職工5人以上の「工場」を対象としてきた「工場調査」は、全「工場」を対象とする本格的な「工業調査」となり、おわりをつけるのであるが、それにともなって、『工場統計表』は、昭和13年をもって終刊する⁵⁾。

5) 「工業調査規則」は、「工場調査規則」と同様、「資源調査法」に根拠をおくものであり、したがって、おおくの点で「工場調査規則」をひきついでいた。その特徴・差異は、第1に、調査対象が「常時五人未満ノ職工(工業主又ハ之ト雇傭関係ナキ者ニシテ職工ノ作業ヲ為スモノヲ含ム……)ヲ使用スル工場(作業場ヲ含ム……)」(第1条)にまで拡大されたこと、第2に、軍事的意義をもつ工場の調査がきわめて詳細なものになったこと、の2点である。そして、この調査結果は、昭和14~17年については、『工業統計表』として刊行されたが、18・19年については未集計のままにおわり、20(1945)年7月には、「工業調査規則」は廃止された。

2

以上の工業統計の沿革から、まず、『農商務統計表』における工業統計が、われわれの分析しようとしている時期全体をカバーしていないことを別としても、工業の総体的分析には利用できないものであることは、あきらかであろう。すなわち、『農商務統計表』における工業統計は、第1に、職工10人未満の「工場」が調査対象から除外されていること、第2に、他計式調査であること、第3に、工場調査＝統計と生産調査＝統計とが分離していること、第4に、生産調査＝統計がかぎられた品目にかんしてのみであること、などの特徴(＝欠陥)から、包括的な工業統計たりえないからである。それにたいして、『工場統計表』における工業統計は、第1に、調査対象が職工5人以上の「工場」に拡大されていること、第2に、自計式調査であること、第3に、工場調査＝統計と生産調査＝統計とが結合していること、第4に、生産調査＝統計が包括的になっていることなどによって、包括的な工業統計として、工業の総体的分析に利用しうるものとなっている。

とはいえ、『工場統計表』のこれらの特徴(＝長所)も、なお欠陥なり限界なりをおおくもっていることは、いうまでもない。以下、その点を検討することにしよう。

まず、『工場統計表』の調査が自計式調査である点について、内容の検討にはいるまえに、みておこう。この自計式調査は、法律によって義務づけられた、工場主本人の申告にもとづくものであるから、他計式にくらべて、調査もれがほとんどなく、そのかぎりでは、調査対象をより正確に反映するものであることは、まちがいない。事実、工場票調査が二本立てであった時期に、自計式調査の年次(明治42年、大正3年)の工場数が、その前後の他計式調査の年次のそれよりも、めだっておおいという集計結果がしめされているのである。⁶⁾しかし、調査もれを排除するという点では、自計式調査がよりすぐれているとしても、調査票(工場票)への記入内容について、自計式調査のほうが、実態をより正確に反映しているとはかぎらない。というのは、自計式調査のばあい、申告者(工場主)が、かならずしも事実をありのままに記入するとはかぎらないからである。すなわち、統計調査は、つねに調査者と被調査者との一定の社会的関係のなかでおこなわれるのであるから、この社会的関係のあり方いかんが、被調査者の調査票記入の正確度を、なんらかの程度において左右することになる。この『工場統計表』のばあい、調査者(国家)と被調査者(工場主)との関係は、けっして敵対的關係とはいえないけれども、工場主がつねにありのままに調査票の記入をおこなうとはかんがえられない。したがって、『工場統計表』の数字は、事実をすくなくに表現しているとみてよい。このようなばあい、『工場統計表』の数字にたいする態度としては、数字を無条件に信頼するよりも、その数字はせいぜい最低限をしめすものとしてとりあつかっていくのが、ただしといえよう。

以上を念頭におきながら、『工場統計表』の内容の検討をおこなっていこう。

I 調査対象

工場調査＝統計である以上、もちろん、調査対象は「工場」であるが、この「工場」をめぐる、おおきくって3つの問題点が、この調査＝統計の欠陥として指摘されうる。

6) 職工10人以上の工場数は、明治42年のばあい、15,426であったのにたいして、前年の41年は11,390、翌年の43年は13,523である。また、大正3年のばあい、17,962であったのにたいして、前年の2年は15,811、翌年の4年は16,809である。

この調査についての諸規則においては、調査対象である「工場」について、明確な定義をくだしてはいない。しかし、種々の点から判断して、「工場」が、職工(工場主および家族従業者はふくまれない)を使用して工業製品の製造(加工・修繕をふくめて)をおこなう独立した仕事場(事業所)を意味していることは、ほぼまちがいない。この「工場」の定義から、当然つぎの問題点がでてこざるをえない。

第1に、この「工場」調査は、「工場」単位の調査であって、企業単位の調査ではないことである。たとえば、明治42年制定の「工場統計報告規則」は、第1条で、「二箇以上ノ工場ヲ有スル者ハ各工場各別ニ前項ノ工場票ニ調査記入スヘシ」と、さだめているのである。このように、調査の単位が「工場」であって企業ではないことは、資本主義のもとでの経済活動の単位が企業＝個別資本であることを、ただしく反映するものとはならない。すなわち、1企業1工場のばあいは問題ないとして、資本主義の発展にともなう企業規模の拡大とともに、1企業が2つ以上の工場をもつにいたることは、不可避的であるが、そのばあい、1企業が2つ以上に分割されて調査されることになる。したがって、このような調査では、その結果において、企業単位の調査(現実のより正確な把握)にくらべて、工場数がよりおおく、規模などがよりちいさく、表示されざるをえないのである。この欠陥は、独占段階においては、拡大され、独占体の比重がよりひくくしめされることになる。この点は、『工場統計表』の重大な欠陥＝限界といわねばならない。⁷⁾

第2の問題点は、「工場」なるものが、機械を使用する本来の工場と同一ではないことである。すなわち、「工場」のなかには、本来の工場だけでなく、機械を使用しないマニュファクチュアなどがふくまれており、生産様式の差異が無視され一括されているのである。この点も、おおきな欠陥といわなければならない。わずかに、「工場」数(若干の年については職工数も)についてのみは、原動機使用・未使用別に表示されているので、本来の工場とその他の生産様式との区別は可能であるが、その他の点については、そういった区別は不可能である。

第3の問題点は、この調査が、職工を使用しない自営「工場」を対象外とするだけでなく、さきに指摘した定義の全「工場」を対象とするものでもなく、一定の限定をうけていることである。そこで、調査範囲を表示すると、表I-3のようになる。それによれば、大正10～11年が、全「工場」の調査にもっとも接近している。すなわち、それまでの限定にくわえて、「原動機ヲ使用スル工場」と「工場法施行令第三条ニ掲クル事業ヲ営ム工場」⁸⁾も包含されることになったのであるが、これによって、上記2者については5人未満工場も調査対象となり、調査対象から除外されるのは、わずかに、工場法施行令第3条規定事業以外の事業の・原動機を使用していない・職工平均1日5人未満の・工場のみすぎない。しかし、このような全「工場」調査への接近は、工場法施行の立場からおこなわれたものであり、前節でみた工場調査の展開のなかでは、例外的である。この例外的な大正10～11年を別とすれば、調査対象は、職工5人以上使用「工場」に一貫して限定されており(ただし、「職工5人以上」のとり方は時期によってことなっているが⁹⁾)、5人未満使用「工場」は除外されているのである。したがって、以上のこ

7) この欠陥は、現在の『工業統計表』にいたるまで、解消せしめられていない。

8) この「工場法施行令第三条ニ掲クル事業」とは、「工場法第一条第一項第二号ニ該当スルモノ」、すなわち、「事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ」をさし、「毒劇物又ハ毒劇薬ノ製造」をはじめ21事業をふくむ。

9) 「職工5人以上」といっても、表I-3にみられるように、明治42年～大正9年は平均を、大正12年～昭和3年は常時を、昭和4年以降は設備および常時を、とっている。これからすれば、昭和4年以降の基準の範囲がもっともひろく、大正12年～昭和3年のそれがもっともせまいとみてよい。だから、厳密に言えば、3時期を通じての比較には、若干の問題がのこるが、これもやむをえないであろう。

表 I-3 調査対象「工場」

年 次	調 査 対 象
明治 42 年 ～大正 9 年	「直接作業ニ従事スル者平均一日五人以上使用スル工場」
大正 10 年 ～ 11 年	「一. 職工平均一日五人以上ヲ使用スル工場 二. 原動機ヲ使用スル工場 三. 工場法施行令第三条ニ掲クル事業ヲ営ム工場」
大正 12 年 ～昭和 3 年	「常時五人以上ノ職工ヲ使用スル工場」
昭和 4 年 ～ 13 年	「五人以上ノ職工ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時五人以上ノ職工ヲ使用スル工場」

備考 当該諸規則により作成。

とは、第 1 に、例外的な大正 10～11 年の数値が、他の年次との比較には利用できないことを、しめして¹⁰⁾ おり、第 2 に、5 人未満の零細「工場」が¹¹⁾ おおいわが国において、その除外が、実態把握のうえでの重大な欠陥＝限界となることを、意味している。

以上指摘した調査対象のもつ問題点は、まさに重大な欠陥＝限界として、『工場統計表』全体を制約するものとならざるをえない。しかし、この欠陥＝限界は、除去できないのであるから、その利用にあたっては、この欠陥＝限界を念頭におきつつ分析をおこなう以外にないであろう。

II 調査事項

以上のような「工場」について、調査がおこなわれるのであるが、そのさいの調査事項は、表 I-4 のとおりである。これらの調査事項は、その年の 12 月 31 日現在(動態的調査事項はその年 1 年間)について、調査される。この各事項の内容や集計様式は年によってことなっているもので、その概略と利用上の問題点を指摘することにしよう。

(1) 工場数

これについては、すでに調査対象のところで問題点を指摘したので、くりかえす必要はない。

(2) 労働時間

当初、工場法との関連で、労働時間について、かなり詳細な調査がおこなわれていたが、大正 11(1922)年 11 月内務省社会局の創設にともない、労働時間などの調査は、12 年以降は同局に移管されて別個の調査となったために、これらの事項は『工場統計表』からはきえてしまう。その後は、これらに関連する事項としては、わずかに 1 年間の「労働時間延数」が、昭和 4 年以降に表出されるにすぎない。しかも、大正 10 年以前についても、年次によって集計様式がことなっているのである。すなわち、明治 42

10) まず、大正 10 年についていえば、規模別分類があるので、5 人以上の工場のみをとりだし、他の年次と比較することができるのであるが、生産額には規模別分類がないので、生産額の比較は不可能である。つぎに、11 年については、10 年とおなじ工場票で調査されたが、その集計途中で関東大震災にあったために、その集計は簡略化され、大正 12 年とおなじ様式(したがって 5 人未満工場は除外)でおこなわれたが、震災による調査票焼失のために、神奈川・群馬・福井・奈良の 4 県の結果をかいているので、やはり利用できない。

11) 5 人未満工場が調査された大正 10 年を例にとれば、5 人以上工場が 49,380 であるのにたいして、5 人未満工場は 38,018 に達する。本文でものべたように、この年の調査は 5 人未満工場のすべてを網羅するものでないことに注意。